

コンシェルジュデスク

Q&Aコンテンツ のご紹介



コンシェルジュデスクとは？

全国自治体の79%で導入済の法令解説データベースです。

- 様々な分野の解説を掲載しています！
- 根拠法令もすぐに確認できます！
- 「AIコンシェルジュコンタ」による自然語検索機能も掲載しています！

『コンシェルジュデスク』シリーズのご案内

全国自治体の79%以上で導入されている法解説データベース



- 様々な分野の解説を掲載し、その回答根拠もすぐに確認できます。
- 法務監理環境の改善、全庁的な法務能力向上に役立ちます。
- 「AIによる自然語検索機能」も搭載しています。

そうだったのか 地方自治法Web

答えは実は自治法に！豊富な解説を即座に案内
地方自治法の「条文」「逐条解説」「Q&A」「用語解説」「判例」「通知」等を約4,500件掲載

行政実務 キーワードバンク

深く・詳しく・幅広く！キーワードから実務を照らす自治体業務の道しるべ
地方自治法、地方公務員法、地方財政法、地方税法等の用語解説を約3,700件掲載

知っててよかった 行政手続・争訟実務Web

逐条解説・制度解説・Q&A・チェックリスト等で漏れなく実務を支援します
豊富な事例や解説により、トラブル発生後はもちろん、予防法務にも役立ちます

情報公開・ 個人情報保護Web

多彩なメニューでスッと見つかる情報開示・不開示判断のためのデータベース
参考となる答申・判例も豊富に掲載（答申約1,400件、判例約800件掲載）

地方財務実務大全

地方財政の実務について、わかりやすさと調べやすさを追求したデータベース
Q&A掲載数国内最多の7,000件超！関係通知、行政事例も掲載！

見ていてよかった 自治体契約実務Web

選定から履行まで、潜むリスクに気付ける契約実務の道しるべ
契約に関する事項解説・Q&A・チェックリスト・書式等を掲載！

地方公務員法Web

地方公務員法の逐条解説、通知、行政事例、判例、関係資料を豊富に掲載したデータベース
地方公務員法制度運用にも役立ちます

自治体のための 債権管理・回収実務Web

自治体の債権管理・回収に関するQ&A、解説、書式、判例を豊富に掲載したデータベース
未収債権の削減に役立ちます

行政資料Web

省庁などから発出・公表される通知、閣議決定、人口動態などの基礎資料、マニュアル、
ガイドライン、調査結果、研究報告等を体系的に収録したデータベース

NEW

行政手続 審査と処分の基準データバンク

行政手続基準（審査基準・処分基準）個票や、
処分の判断の際に参考となる判例・裁決・答申などを収録したデータベース

本冊子では、『コンシェルジュデスク』シリーズに掲載されている
Q&Aのうち、ユーザーによく見られているものをご紹介します。
（内容現在：令和4年8月1日）

そうだったのか 地方自治法Web



工事請負費と需用費（修繕費）の考え方

Q

- 一 予算科目の節で工事請負費と需用費の修繕費の取扱いについて、その基本的な考え方とその運用方法について教示願いたい。
- 二 教育費のうち、教育総務費（給食費）、小学校費（教育振興費）、中学校費（教育振興費）の各々の扶助費に計上している就学奨励援助費の予算を支給対象が同じことから一本に計上することができるか。できるとした場合、その科目は、教育総務費、義務教育援助費、扶助費でよいのか。

A

- 一 工事請負費は、土地、工作物の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費であり、修繕料は、備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないものに要する経費であると考えられる。

工事請負費と修繕料の差異は、工事請負費としてとらえられる場合の対象が比較的大がかりなものであり、かつ積極的にその本体の価値又は効用を増加する目的をもっているのに対し、修繕料としてとらえられる場合は、一般的に小規模で、かつ使用価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とするものであるともいえる。

その運用方法については、以上の基本的考え方をもとに、おのおのの地方公共団体において実情を勘案して自主的に決めて差し支えないと考える。

- 二 質問の意味がはっきりしないが、（項）小学校費と（項）中学校費とは区別されているので、区別できるかぎり、原則として区分して計上すべきであると考え、質問のように一本化することもできるものとする。



自治法＞216条（歳入歳出予算の区分）

そうだったのか 地方自治法Web



「学識経験を有する者等」の定義

Q

平成一四年の地方自治法の一部改正により監査委員が監査のため必要があると認めるときは学識経験を有する者等から意見を聴くことができることとされたが「学識経験を有する者等」とは、どのような者をいうのか。

A

一般には、学識経験を有する者とは、学問上の知識又は実務に関する経験を有するものをいうが、地方自治法第一九九条第八項で主として念頭におかれているのは、住民監査請求において争点となっている法律問題について専門的知識を有する法学者や、土地建物の評価に関する専門的知識を有する不動産鑑定士などである。

また、住民監査請求においては、例えば、食糧費支出の額の当不当を判断する場合があり、その場合には、地域の一般住民から健全な常識的判断を聴取する必要があることも想定されるので、「学識経験を有する者等」と幅広く規定されたものである。



自治法＞199条〔職務〕

そうだったのか 地方自治法Web



印鑑登録者の死亡と印鑑証明書の発行

Q

印鑑証明書を登録者の委任状をもった者に発行したが、その後証明書の発行時点では登録者が死亡していたという死亡届があった。この場合につきの問題をどう考えるか。

- (1) 証明書の発行は無効か。
- (2) 証明書手数料を還付する必要があるか。

A

印鑑証明書とは、印影が届け出た印鑑と同一であることを証明する官庁、公署の書面であるが、この証明は、一般に市町村長が行っている。設問の(1)は、委任者が死亡していたときにこれを知らないで受任者に対して発行した市町村長の印鑑証明書の効力いかにという問題であるが、この点については、民法第六五三条によると「委任は、委任者……の死亡……によって終了する」となっているが、その終了の対抗要件としては同法第六五五条に「委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又は相手方がこれを知っていたときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない」と規定されている。そして、また、受任者が委任に基づいて対外的に行為をする場合には、通常代理関係があるから代理権消滅後の対抗要件を規定した同法第一一二条の「他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。」という規定がある。

そこで設問(1)については、これらの規定からして受任者において委任者の死亡を知らなかったこと、証明書の発行後に死亡届が出されたこと、登録者の委任状の書類審査等を行っていること等を前提としてその証明書の発行は有効に行われたものと考えることができる。ただ、ここで発行された証明書は、証明時点では登録者は死亡しているが、生前届け出た印鑑と同一のものであるという証明価値をもった書面ということになるだろうか。このような証明書の利用価値も皆無とはいえないと思われる。

設問(2)の証明手数料の還付については、通常死亡届があれば住民基本台帳と同時に登録印鑑も職権で消除しているので、この際すでに発行した証明書を取り戻す例もあるのではないと思われるが、証明手数料は、証明という役務に対してその報酬として徴収する料金であるから、先に述べたように証明書の発行が有効であるという立場をとればもちろん、当該証明書を取り戻した場合についても、役務の提供としての証明行為があった以上その還付には及ばないものである。



自治法>2条〔地方公共団体の法人格及び事務〕

そうだったのか 地方自治法Web



附属機関の委員発令と「任命」・「委嘱」

Q

附属機関の委員を発令する場合に「任命」と「委嘱」の二通りがあるが、明確な使い分けがなされていないと思われるがどうか。あるとすれば、どのように使い分けがなされるべきか。

A

審議会・審査会等の附属機関の委員を発令する場合、「任命する」又は「命ずる」という用語の代りに「委嘱する」という用語が用いられる例は多い。「任命」と「委嘱」の法的性格については、どちらも地方公務員としての任用であることには変わりがなく、学者等が地方公共団体の附属機関である審議会等の委員に「任命」された場合でもまたは「委嘱」された場合でもともに、特別職の地方公務員となることに相違はないと考えられる。

したがって、「任命」と「委嘱」は単に実際の発令において使い分けられているに過ぎず、この点に着目して實際上どのように使い分けられているかについてみると、行政機関に置かれる審議会・調査会等の委員を任命する場合に、当該行政機関以外の行政機関の職員、民間の学識経験者等から任命するものについて、本来その者との間に特別の権力関係がないので「任命する」または「命ずる」という用語を使うかわりに、多少敬意を表して「委嘱」という用語が用いられることとしているのが一般的であると思われる。



自治法>202条の3〔職務・組織・設置〕

住民からの苦情の事例（職員の態度が不愉快だという訴え）

Q

住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできる時間制限があり、その時間を気にして腕時計を何回か見ながら事務処理を行った。しかし、終業30分ほど前の受付で、住民は職員が帰りの時間を気にして仕事をしていると勘違いし、不愉快である旨の投書をしてきた。

A

職員の態度については、接客中には指摘がないが、後日投書をされる例も多い。はじめから行政不信である市民にとっては、ちょっとした動作、服装、目線のあり様、職員同士の会話もクレームの対象である。この事例の場合は、時計を見ている理由を口に出して、理解を求めながら事務を行う方法をとるべきであった。例えば職員の手的位置を例に考えても、腕を前に組めば偉そうに対立的であり、後ろに組めば監視をされているようだと指摘され、横にぶらつかせていれば落ち着きがないと指摘され、手を前でこするのも商売人のこび売り呼ばわりされてうまくない。手は前で軽く重ねて自然に見せるのが正解だが、このケースのように指摘されて気が付いた場合は、時間に限りがある事務であることを明言し、パンフレットにも時間制限があり、手続に限界があることを記載し、素直に市民に理解を求めることになる。

いずれにしても、根底にある行政不信は、時間をかけ、公共サービスの実施過程で信頼を積み重ねること以外にトラブルを少なくするための近道はない。



担当分野から探す＞総務・行政分野

担当分野から探す＞戸籍・住基分野

予防に生かすトラブル対応＞戸籍・住基分野

仕事の内容をチェック＆サポート＞窓口対応



住民からの苦情の事例（住民窓口で納得せず、市長室に苦情）

Q

証明書交付の窓口で「アパートを追い出されそうなので、住宅を確保してほしい。」と高齢の市民が申し出たが、高齢者サービス係が担当であると案内したところ、怒り出し、市長室に大声で苦情を言いに行った。

A

高齢者あるいは切迫した課題を持つ市民の苦情は、大声になりがちだし、直接市長室に行ってしまうこともある。問題は、その場合の行政の対応で、市長室を所管する総務系の部署がどのように対策を決めているかにある。市長に実務判断を急に求めることは無理があるので、担当が市長は会わないことを明言し、最終的には他の部署にも関連するので、課長ないし部長が苦情の度合いや感情のありように応じて、関連部署に丁寧に連絡し、相談につなげることになる。また、苦情の種類と対応策を最初に接客した住民窓口にも連絡する必要がある。最も重要なことは、住民窓口も市長室に苦情者が行くことを連絡する必要があるし、高齢者の住宅を所管する部署の対応も聞いておくことである。高齢者の要望を解決するのが難しい課題として住宅政策、保証人に代わる保証制度、融資制度等があることがわかり、この課題を持った市民が自治体を訪れているのだ。日常的な高齢者の課題を知るとともに、解決の糸口となる政策まで知るとは、総合的な視点の確保にもつながる。

また、窓口の部分的な委託などにより身分差、立場の違いが生じている場合は、前述した事後の窓口担当者の対応を期待するのは難しい。その意味からも、窓口業務だから委託しやすいということはないことを自覚し、十分な検討を行った上で事務ごとに委託の可能性を確認する慎重さが求められる。



予防に生かすトラブル対応＞戸籍・住基分野

予防に生かすトラブル対応＞福祉分野



住民からの苦情の事例（質問への回答が勉強不足という訴え）

Q

転入届を提出した際に保育園の応募状況、保育料、介護保険、国民健康保険など自治体のサービス全般を聞かれ、ほとんど答えられず、勉強不足と叱責を受けた。

A

住民窓口の職員が、自治体の他の業務を広く知る機会というのはそれほど多くない。むしろ、相当の努力をしないと住民票、戸籍のプロフェッショナルのようになりがちである。そうはいっても必要な知識はあるはずだが、どの分野を理解しておけば良いかが難しい。住民票、戸籍の異動と関連した部署の業務を学んでおくとなると、国民健康保険、介護保険、税、学校の転校手続、児童手当関係、乳幼児医療などがある。戸籍の出生、離婚、死亡の届けの場合はそれぞれ別に母子手帳、離婚後の生活と戸籍の処理、死亡後の相続などの事務手続と留意点が異なる。

この事例の場合は、一般的な転入手続の際にどのような補完的知識が求められるかという課題である。転入した市民の状況、条件から一般的に必要な手続は、各窓口を紹介することで事足りよう。しかし、保育園が一般的に入りやすいのか、待機児がどれくらいいるのか、などは市政の課題をどれだけ知っているかという指摘と同じである。保育料、介護保険料、国民健康保険料などを知らないのは、具体的な数字であり逆に担当課で正確な答えを聞いてもらえば良いことだが、市政で一般的に話題となるような政策課題を知らないというのは、研修、内部の風通しの問題からも職員の個人的な資質、経験の問題からも是とはされない。

この事例の解決策として、勉強不足を指摘されないためには、日頃から仕事を鳥瞰し、高い視座で職場をみておくことが必要である。特に、窓口と関連のある部署の職員を事務研究会等と呼んで、話を聞く機会をつくることにより、住民窓口課との連携が深まる。さらに、職員という人を介した情報交流による事務理解が深まり、市民の期待に応えられる組織文化の形成が期待できる。また、この事例では、1人の職員が経験できる職場には限りがあることから、経験や知識で対応できる同僚が話題に入ってカバーし、答えていく方法もある。

担当分野から探す＞総務・行政分野

担当分野から探す＞戸籍・住基分野

予防に生かすトラブル対応＞戸籍・住基分野

仕事の内容をチェック＆サポート＞窓口対応





死者の個人情報を開示等請求できる者の範囲と請求できる内容



死者の個人情報を開示等請求できる者の範囲と請求できる内容について。



個人情報の開示等請求制度は本人が請求し、本人に対し本人自身の情報を開示等する制度であるので死者の個人情報は開示等請求の対象とはならない。しかし、死者の情報であっても請求者自身の個人情報とみなし得る情報は請求者自身の個人情報と考えて良い場合がある。例えば相続人にとっての死者の相続財産に関する情報や、親権者にとっての死亡した未成年の子に関する情報等がそれである。この場合、確認書類として、請求者が相続人であり死者の財産が請求者に帰属していることを証する書類や、戸籍証明書等が必要となろう。

なお、死者に対して個人の尊厳を守るため、本人の利益に反するものは非開示にできるよう検討すべきであろう。



よくある業務上の場面から探す>債務者、利用者、契約の相手方などの
当事者が死亡した
仕事の内容をチェック&サポート>個人情報保護>請求対応



遺族からの個人情報開示請求

Q

遺族からの個人情報開示請求があったときこれを認めるべきか。

A

死者のプライバシーの問題と相まって、これまで、死者の名誉が著しく傷つけられたことによる遺族の人格権侵害については、判例上認められてきたところである。また、死者に対する遺族の敬愛追慕の情が侵害されたことに対し、不法行為の成立を認める判例も存在する。しかし、そのような遺族の人格権の問題をこえて、死者の個人情報の開示を請求する積極的な権利については、これまで実定法上の根拠を欠いてきた。国の個人情報保護法も、遺族については規定していない。

しかし、この問題は最近、医療情報の分野において、重要な論点となっている。まず、レセプトを原則として開示するように厚生省が通知を出したが、そのなかでは、遺族による開示についても応じるように定めていた。他方、カルテについては、厚生省の「カルテ等の診療情報の活用に関する検討会」が平成10(1998)年6月に最終報告書をまとめ、カルテ開示の法制化を提言したが、そのなかで、法定代理人については開示請求者の範囲に含めているものの、遺族については検討の対象外として門前払いをしてしまった。もし遺族によって医療過誤訴訟が提起された場合には、大体において民事訴訟法第243条以下の証拠保全の申立てが行われ、それが認められれば遺族にカルテが明らかになるので、右の提言にはその点と均衡を失するという不満の声もある。

なお、自治体レベルでみると、すでに大阪市は、市立病院で死亡した子供の親による個人情報保護条例に基づくカルテの開示請求に対し、条例上は本人の死亡によって法定代理人も請求権を失うとして却下処分としたが、条例の趣旨に沿った運用上の対処として、遺族への事実上のカルテ開示を行った。死者の個人情報一般についてはともかくとして、家族が病気で治療中に死亡した場合など、その原因について最も知りたいと思うのは残された遺族であるから、法の整備が進むまで、死者のカルテ等の特定の分野の個人情報については、当面はこのような運用が望まれるであろうが、最近、兵庫県は、県立病院で死亡した母のカルテ開示を息子が求めた事例において、個人情報保護条例に基づいて請求を認めた。

また、東京都個人情報保護委員会は、死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報でもありと考えられるもの及び、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるものについては、遺族個人の情報とみて、個人情報保護条例に基づく開示請求の対象として認められるとしている。



行政機関個人情報保護法＞12条（開示請求権）

よくある業務上の場面から探す＞債務者、利用者、契約の相手方などの当事者が死亡した



死者に関する情報

Q

死者に関する情報を、非公開事由の「個人情報」に該当するとして、非公開とすることができるか。

A

個人識別型の個人情報規定は、第一に特定の個人に関する情報であること、第二に当該個人が識別されうることを要件として挙げている。一見したところ、そこでの個人については生者と死者の区別がなされていないから、死者であっても個人識別情報である限り、非公開事由に該当するといえそうである。しかし、個人情報規定のそもそもの趣旨が個人のプライバシーを保護することにあるとすれば、死者にプライバシーはあるのかという問題が出てくる。

死者のプライバシーについては、これまで、死者の名誉侵害との関係において、死者に人格権はあるかというかたちで論じられてきた。肯定説は、人間の尊厳は死後もその不当な侵害から保護される必要があることを強調し、その根拠として刑法第230条第2項の死者の名誉毀損罪、著作権法第60条の死後の著作者人格権の保護規定等を挙げる。否定説は、人の権利能力はその出生に始まり（民法第1条の三）、死亡によってそれを喪失するとともに相続が開始される（第882条）とする民事法上の原則に依拠し、名誉やプライバシーなどの人格権の一身専属性を主張する。否定説では、刑法や著作権法の規定は例外的なものであるとされ、死者の人格権の問題は遺族の人格権侵害の問題へ収斂する。これまでの判例は否定説にたっている（詳しくは、さしあたり、竹田稔『プライバシー侵害と民事責任』119頁以下（判例時報社、1991年））。

したがって、死者の個人情報ではなく、遺族に関する個人情報の問題として、開示にあたっての遺族への意見聴取手順をとるとする考え方もあろう。このことはたとえ、個人情報規定は、伝統的なプライバシーにプラスαした自己情報コントロール権的な側面を意識した現代的なプライバシー保護のための規定であるとしても、同じことになるであろう。別の考え方として、オーストラリアの情報公開法が明文で定めているように死者の情報も死者の個人情報として保護すべきという理屈も成立する。情報公開法があえて個人情報保護法2条2号のように個人情報を「生存する個人に関する情報」と定義しなかったことに照らすと、情報公開法の立法者意思は、個人情報に死者の個人情報を含む趣旨とみるべきと思われる。この立場によるときにおいても、死者の個人情報と、同時に遺族の個人情報にも該当する場合はあると思われる。



行政機関情報公開法＞5条（行政文書の開示義務）

地方財務実務大全



パソコン用ソフトのライセンスパックの購入

Q

パソコン用ソフトの販売形態である「ライセンスパック」の購入は、物品の購入契約と解してよいでしょうか。またその支出科目は何が適当でしょうか。

A

ライセンスパックとはソフトのフロッピーとマニュアルを含まず、契約したパソコンの台数に応じたソフトの使用許諾契約書、登録書、マニュアルの申込書だけが同封されている製品であり、物品の購入とはならないものです。この場合、使用許諾契約書があるので、著作権の使用に関する契約としてその支出も使用料及び賃借料から支出することが適当です。



法体系から探す>その他
実務の分類で探す>契約通則



未収入の発生と調定の繰越

Q

年度内に調定されたものが出納閉鎖期日までに納入がされず収入未済となった場合、どのような取り扱いをすればよいでしょうか。

A

出納閉鎖期日までに納入されなかった場合は、未収金として翌年度に調定が繰り越され過年度収入として処理することになります。この場合、現年度の調定については減額等の処理は行わず、6月1日付で翌年度の帳簿に未収入分を移記する取り扱いをすることになります。



法体系から探す>235条の5（出納の閉鎖）
科目から探す>繰越金
担当分野から探す>財政分野
実務の分類で探す>歳入の収入の方法

地方財務実務大全



過年度支出の予算支出科目

Q

出納閉鎖後において支出をする場合、新年度予算のうち同一科目の経費の中から任意に支出できるものと解してよいでしょうか。

A

この点については行政実例があり、「出納閉鎖後において支出する場合、過年度支出金の目を設け処理するのか」という質問に対し、「それぞれの該当科目から支出するものである」と回答されています（昭和38年12月19日行政課長通知）。これは諸支出金（款）中に過年度支出金という目を特に設けて処理すべきでないという趣旨です。歳出予算の目的別計上の原則（地方自治法第216条）に従って、過年度支出に係る新たな項を設けることはできないというのが、この行政実例の趣旨ですから、新年度予算のうち同一科目の経費の中から任意に支出できるものと解されます。



法体系から探す＞216条（歳入歳出予算の区分）
実務の分類で探す＞歳入歳出予算の区分



補助金支出の所属年度

Q

補助金を支出する際の会計年度区分について説明してください

A

補助金の会計年度所属区分については、自治令第143条第1項第4号において、「補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と定められています。これは、いわゆる精算補助において、当該補助対象事業の年度内の履行が確認されたときをその「履行のあった日」として当該年度の予算から支出されるものです。一方、補助金の支出の方法として概算払、前金払の方法による場合は、自治令第143条第1項第5号の支出負担行為をした日（補助金交付決定）の属する年度により整理することになります。



実務の分類で探す＞歳出の会計年度所属区分
法体系から探す＞143条（歳出の会計年度所属区分）



労働者派遣事業と偽装請負

Q

地方公共団体で多く採用されている民間委託において、偽装請負であるとして都道府県労働局から指導を受ける例があるが、この偽装請負とはどのような形態をいうのか。また、どのような問題があるのか。

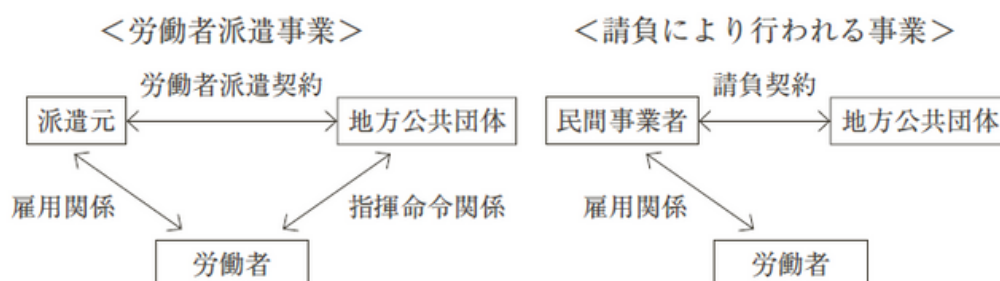
A

偽装請負とは、締結されている契約は請負契約であるに拘らず、契約上の発注者が民間事業者の労働者を指揮命令するなど、実質的に労働者派遣法の「労働者派遣事業」に該当するものをいう。

偽装請負は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に抵触する違法行為であるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等に定める派遣元事業者と派遣先事業者の責任の所在が曖昧になり、労働者の安全衛生、労働条件確保上の問題も顕在化しているといわれている。

地方公共団体としても労働者派遣法等の十分な理解が求められるところである。

以下に労働者派遣事業と請負により行われる事業との差異を図示するので参考とされたい。



体系から探す > その他



随意契約の実施の規定方法

Q

自治令第167条及び第167条の2に掲げられた場合以外は指名競争入札、随意契約ができないような規定のしかたと思われるが、国においても次のような処理ができることとされているので、県においても条例又は規則でこれと同様な処理をすることとしてはいけないか。

- (1) 一定額を超えないものは指名又は随意契約
- (2) 秘密を要するものは随意契約
- (3) 運送又は保管をさせるときは随意契約
- (4) 農場、学校、試験場等の生産物の売払については随意契約
- (5) 外国で契約するときは随意契約

A

自治令第167条又は第167条の2の規定に該当するかどうかは、個々具体的に判断すべきであり、条例又は規則で一般的に指名競争入札又は随意契約によることができる旨規定することはできないが、設問の(2)から(5)までに掲げる契約は、通常第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると解される。



体系から探す > 随意契約

業務フローチェック&サポート > 随意契約



補助金の交付決定と双方代理の禁止

Q

地方公共団体の長が、外郭団体の理事を兼ねている場合に、長が、自己と同一人である当該外郭団体の理事を相手方として、補助金の交付を決定する行為は双方代理に該当するか。

A

一般的に、補助金交付の法律関係については、民法が適用されるものと解される。また、民法第108条は、代理行為だけでなく、代表行為にも適用がある。本件の場合、補助金交付決定行為を公法上の契約とみるにせよ、形式的行政行為とみるにせよ、民法第108条の規定が適用（類推適用）されると解される。



体系から探す > 契約締結当事者



追加契約と変更契約

Q

追加契約という契約概念があるとすれば、変更契約とはどう違うのか。

A

設問の追加契約とは、元の契約を基本にして契約内容である目的物の数量等を追加する場合に、その追加部分にかかる契約を追加契約と呼んでいるものと思われるが、変更契約の一態様であることに変わりはない。

追加契約といつても地方公共団体としては、元の契約を踏まえた独立の契約を結ぶものであり、その追加部分を含めて一体のものと観念できるかぎり、議会の要議決事件の要件、競争入札に付すべきかどうか、随意契約をできる範囲内かどうか等の判断基準は、追加部分を合算したものにより行うこととなる点に注意すべきであろう。



体系から探す > 契約の変更、解除



契約書の訂正

Q

契約書の誤記について、それがどの程度であれば「訂正」で済むのか。例えば、金額を間違えた場合には契約書の訂正でよいのか、新たに作成し直す必要があるのか。

A

契約書の訂正をするか又は新たに作成し直すかについて、その限度のようなものは考えにくい。設問のように契約金額の訂正等契約の基本的な部分の訂正をするような場合、その体裁を整えるため必要があると認めるならば、契約書の作り直しをすることも考えられる。

なお、ここにいう契約書の訂正は、両当事者間の契約内容についての意思の合致に変更がないが、それを書面に表示したところに齟齬があり、これを訂正するものであるということに注意する必要がある。



体系から探す > 契約書



公債権と私債権

Q

公債権と私債権はどのように判断するのでしょうか。

A

〔回答〕

公債権、私債権といっても定義が難しく、公債権と私債権は、個別法令、判例、行為形式、債権の性質などを勘案して判断します。

〔理由〕

公債権と私債権は次のような基準により整理するとよいでしょう。

（１）個別法令

個別法令に滞納処分、時効、督促・延滞金の規定のある例

ア 保育所保育料：滞納処分のみ児童福祉法56条 7 項及び 8 項で規定され、時効は一般法である自治法236条 1 項により、督促・延滞金の手続については、児童福祉法に規定がないため、自治法231条の 3 第 2 項の規定によります。

イ 介護保険料：滞納処分は介護保険法144条、時効は介護保険法200条 1 項で規定されていますが、督促・延滞金の手続については、介護保険法に規定がないため、自治法231条の 3 第 2 項の規定によります。

ウ 道路占用料：滞納処分は道路法73条 3 項、時効は道路法73条 5 項で規定されていますが、督促・延滞金の手続については、道路法73条 1 項、2 項により、督促による時効の中断は道路法に規定がないため、自治法236条 4 項の規定によります。

エ 自治法附則 6 条によるもの：下水道使用料ほか自治法231条の 3 第 3 項により滞納処分ができます。

（２）判例

ア 水道料金：改正前民法173条 1 号により時効 2 年（最決平15・10・10判例ID28100340、東京高判平13・5・22判例ID28100339、大阪高判昭44・9・29民集25巻 7 号978頁）

イ 公立病院診療債権：改正前民法170条 1 号により時効 3 年（最判平17・11・21民集59巻 9 号2611頁）

ウ 公営住宅使用料：改正前民法169条により時効 5 年（最判昭59・12・13民集38巻12号1411頁）

公営住宅使用料の時効が争われたケースではありませんが、入居後の使用関係は民間賃貸借関係と変わりないとされました。

エ 損害賠償請求権：民法145条の時効の援用が必要（最判昭46・11・30民集25巻 8 号1389頁）

オ 生活保護費返還金（仙台地判平17・6・30判例ID28131527）

費用の徴収に裁量があり、被保護者の困窮状態や不正の程度等の事情により徴収額をその

費用の一部に限る余地がある場合を考慮した規定と解され、不当利得に基づく返還請求権又は損害賠償請求権とは別の法が特別に認めた公法上の債権としました。

不正な手段により返還を求めるものは、平成26年7月1日以降の支給分から滞納処分できる債権として規定されています（生活保護法78④）。

（３）訴訟手続

ア 公債権…行政事件訴訟法の適用を受けます（行政不服審査法の適用を受ける債権）。
公債権の成立を争うには不服申立てを経て取消訴訟によります。

イ 私債権…民事訴訟法の適用を受けます。

（４）行為形式

ア 賦課方式か契約方式か

条例に基づいた補助金であっても、所得要件を定め、不服申立てが可能であれば、債権の性質は賦課決定に近く処分性を有し、公債権として扱われます。

条例による乳幼児医療の助成については、条例に基づき制定できるものであっても処分性が認められました（名古屋地判平16・9・9判タ1196号50頁）。

給付行政の分野では、私法上の申込み、承諾の契約関係に類することが多いのですが、補助支給を受ける権利を与えるとともに、行政側の一方的な支給決定という形式をとり行政処分として構成される場合があります。上記名古屋地裁の判例では、行政処分としては、その根拠となる法令の目的、要件、手続、効果を検討し、行政側の優越的意思の発動として私人に対して受忍すべき一般的拘束を有しているか、このような意思の発動を適法とするための要件を定めているかどうかを判断して決定すべきであるとしています。また、改正前の労災就学援助費の支給につき、「支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、（中略）権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、行政処分に当たる（最判平15・9・4裁判集民210号385頁）」としました。

イ 不服申立てが可能かどうか

上記アと関連しますが、賦課決定方式で成立する債権は、個別法律に規定していなくても一般法である行政不服審査法により不服申立てができますが、申込み、承諾で成立する債権では不服申立てはできません。

ウ 負担金的なものかどうか

福祉関係の負担金に多いのですが、保育所保育料では、まず、保育の目的（児童福祉法39、旧法は措置規定）があり、市町村が代わりに支弁し（児童福祉法51）、その後一部を扶養義務者から負担金として徴収します（児童福祉法56②）。

老人福祉法にみられる負担金は、保育所保育料と同様の形式（措置（老人福祉法10の4、11）→市町村の支弁（老人福祉法21）→費用の徴収（老人福祉法28））で規定されていますが、滞納処分は規定されていません。

したがって、老人福祉法による負担金は、保育所保育料と同様に、時効については一般法である自治法236条1項により、督促・延滞金については自治法231条の3第2項によることができますと考えます。ただし、徴収方法は滞納処分規定がないため、裁判所を通じた扱いになります。

督促手数料及び延滞金は性質上、賦課決定、処分による公債権に適用され、サービス・利用の対価とされる債権には督促手数料及び延滞金は適用されず、遅延損害金が適用されるものと考えます。

（５）債権の性質

公の施設の使用料というだけでは公債権とはいいい切れません。

水道料金、効率病院診療費、住宅使用料の判決にみられるように、民間で行うものと同様の性質の債権は民事法が適用されます。

債権の性質を考へることも公債権と私債権を分ける判断基準の一つです。

例えば、廃棄物処理手数料は改正前民法174条2号の役務の提供として時効1年として扱ふこともできます。

行政実例では、公立の幼稚園の授業料については、公の施設の使用料として自治法236条により時効5年とされていますが、一方で、改正前民法173条3号の「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」として時効2年に位置付けることも可能です。

自治体の有する債権を公債権と私債権に分類する意義があるのかという点については、次のように論じられています。

「これらの最高裁判例（最判昭59・12・13公営住宅判決、最決平15・10・10水道料金）とも併せみると、最高裁は、公法上の債権と私法上の債権とに分類しているのではなく、個々の場面ごとに、私法が適用されるのかどうかを判断しているようにも考えられ、そうするとある場面において私法が適用されるのかどうかについて、地方公共団体があらかじめ規則や要綱で定めておくことはほとんど不可能である」（羽根一成「判例に学ぶ地方自治の知識」季刊 自治体法務研究、ぎょうせい、2009年春号、P114～116）

裁判所としては、水道料金の時効という場面において、民法が適用されるのか、自治法が適用されるのか判断しているということです。

問題を分かりやすくするため、公債権、私債権という表現を使っていますが、個々の債権にどの法律が適用されるのかを見極める必要があります。

また、自治法236条の規定の適用については、次のような指摘があります。

「自治法236条（会計法30条も同じ。）は伝統的な通説で説かれているような公法上の金銭債権に関する一般規定ではなく、むしろ地方公共団体に対する債権のうち、時効に関し、他に適切な適用法条がないものに適用される補足的性質の規定にすぎないと解すべきである。」（吉野夏己『紛争類型別行政救済法』成文堂、2009年、P289）

自治法の適用は、個別の規定がない場合に総則的に適用されるといってよいでしょう。



担当分野から探す＞総論

業務フローから探す＞発生・日常管理

よくある業務上の場面から探す＞自治体の権利等が時効になっていないか調べたい



公債権と私債権の違い

Q

公債権と私債権では、時効や権利放棄の手続が異なりますが、区分はどのように違うのでしょうか。水道料金、下水道使用料はどのように扱うのでしょうか。

A

公債権と私債権では次のような違いがあります。

〔解説〕

(1) 公債権と私債権の区分について

公債権と私債権ではおおむね次のような特徴があります。

区分	債権の成立	強制徴収、強制執行	債権の消滅
公債権	賦課決定（不服申立て可） 法律による行政側の処分行為	行政限りの強制徴収（滞納処分） 又は裁判所による強制執行	時効完成により消滅する。 時効の援用は要しない。 時効の利益は放棄して支払うことはできない。
私債権	契約（合意）行為	裁判所による強制執行	時効完成しても債務者からの時効援用を要する。 時効の利益を放棄して支払うことができる。 債権者からは債権放棄して消滅させることができる。

(2) 水道料金と下水道使用料の違い

水道料金と下水道使用料は法的根拠が違い、時効、徴収方法が違います。

水道料金は、給水の申込みにより債権が成立し、徴収に関し、行政限りでできる滞納処分の規定はありません。

判例では改正前民法173条1号により「産物又は商品の代価に係る債権」として時効2年とされました。

したがって、水道料金の督促は自治法施行令171条により行い、督促手数料及び延滞金は徴収できません。ただし、延滞金ではなく遅延損害金として徴収することはできます（大阪高判平16・5・11裁判所ウェブサイト）。

自治法施行令171条の督促においては自治法231条の3第1項の債権を除くとされ、自治法231条の3第1項は公債権に適用されると解されていますので、自ずと自治法施行令171条の督促は私債権、つまり水道料金の督促に適用されます。

「延滞金は分担金、使用料、加入金、過料と類似の公法的要素の強い普通公共団体の歳入に限られています。」（『図解 地方自治の要点』第一法規、加除式、P3609）

下水道の排水区域内の土地所有者は排水設備の設置義務があり、下水道管理者は下水道使用者から下水道使用料を徴収することができます（下水道法10、20）。

判例では下水道使用関係は公道に近いものとしています。

「下水道事業と水道事業とはひとしく地方公共団体が事業主体としてこれを行う場合はあつても、その法的性格を全く異にするものであり、下水道の法的性格はあたかも一般交通の用に供することを目的とした公道に近いものというべき」（東京地裁八王子支部決昭50・12・8判時803号18頁）

下水道使用料は一般的に排出量として水道の使用水量と同じものとみなして算定され、自治法附則6条3号により同法「231条の3第3項に規定する法律で定める使用料」とされ、徴収の手続は「地方税の滞納処分の例により」滞納処分ができます。

下水道使用料の時効は自治法236条1項により5年であり、督促・延滞金の手続は自治法231条の3第2項の規定により条例で定めることになります。

水道料金と下水道使用料は2か月ごとに併せて徴収する例が多いようですが、未納になれば徴収方法が全く違うため、次のような徴収方法になり、また、時効による消滅のあり方が違うので債権管理のあり方も違うことになります。

ア 水道料金

督促（自治法施行令171）→債務名義の取得→裁判所による強制執行

時効2年経過後→時効援用又は権利放棄→債権の消滅→不納欠損

イ 下水道使用料

督促（自治法231の3①）→（不服申立て）→

滞納処分（自治法231の3③）→（不服申立て）

時効5年経過後→債権の消滅（自治法236①）→不納欠損

民法改正により時効は改められましたが、債権管理の考え方として変わるものではありません。

2/2



[担当分野から探す](#) > 総論

[業務フローから探す](#) > 発生・日常管理

[担当分野から探す](#) > 水道・下水道分野



学校給食費の法的性質

Q

A市では、市内にある公立学校の給食費の未納が児童生徒全体の1割を超えていることが判明した。学校給食費の未納問題に対応するため、次の事項について説明してほしい。

- ① 学校給食費は公法上の債権と私法上の債権のいずれに該当するか。
- ② 消滅時効の期間は何年か。
- ③ 滞納している保護者に対しては誰の名義で督促を行えばよいのか。また、この督促に時効の中断の効力はあるか。

A

〔回答〕

- ① 学校給食費については私法上の債権と考えるのが相当である。
- ② 消滅時効は2年である（ただし、改正民法の施行後は5年ないし10年となる）。
- ③ A市が学校給食費を公会計として処理している場合は、A市長名義で督促を行うこととなるが、私会計で処理している場合にはA市内の各学校長名で督促を行うこととなる。
また、公会計の管理による場合であれば督促に時効の中断が認められると解されるが、私会計による管理の場合であれば督促は民法上の催告であるから、催告後6ヶ月以内に裁判上の請求等を行うことによって時効が中断することになる。

〔理由〕

- ① 学校給食法の規定及び関連する通達の内容からすると、学校給食費に関する債権は私法上の債権と考えられる。
- ② 学校給食費に関する債権が私法上の債権であるとする民法の規定が適用されるため、同債権は民法173条3号に規定する短期消滅時効の対象となる。したがって、消滅時効の期間は2年である。
- ③ 学校給食費に関する債権は公会計の場合は自治体と親権者との間、私会計による場合には学校長個人と親権者との間の契約に基づく私法上の債権であることから、前者であれば督促により時効の中断が認められるが（自治法236条4項）、後者であれば督促は民法153条の催告の意味を有するものとなるため、民法上の催告はそれだけでは時効中断の効力を生じず、催告後6ヶ月以内に裁判上の請求等を行うことによって初めて時効が中断することになる。

〔解説〕

1 学校給食費の法的性質

（1）学校給食法及び通達の内容

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や学校給食に従事する職員の人件費等は、学校設置者である自治体が負担する（学校給食法11条1項、同法施行令2条）。そして、それら以外の学校給食に要する経費（食材費や光熱費）は学校給食を受ける子の保護者の負担とされる（学校給食法11条2項）。なお、保護者とは子に対して親権を行う者又は未成年後見人である（学校教育法16条）。

もっとも、通達（昭和33年4月9日委管77文部省管理局長回答）によれば、学校給食法11条の規定は、学校給食費の保護者の負担範囲を明らかにしたものであって、保護者に公法上の負担義務を課すものではないとされる。そのため、学校給食法11条を根拠にして給食費債権の発生根拠とすることはできない。

また、学校給食の共同調理場は、公の施設（自治法244条1項）に該当せず、学校給食費を公の施設の使用料として公法上の債権として扱うこともできない（昭和39年7月16日委体34文部省体育局長回答）。

さらに、教科書が有償であった当時（現在は教科書は無償となっている）の通達（昭和32年12月18日委管77文部省管理局長回答、昭和33年4月9日委管77文部省管理局長回答）では、学校給食費を教科書代と同様の性格を持つものと解されるとしている。すなわち、学校給食費を教科書の実費負担と同様に捉えて保護者が負担すべきと解していると思われる。

（2）公法上の債権か、私法上の債権か

上記の学校給食法の規定及び通達の内容から考えると、学校給食費を公法上の債権と構成することはできず、契約によって発生する私法上の債権と解すべきである。

これに対して、学校給食費が「数人……に対し利益のある事件」といえるために「分担金」（自治法224条）に該当するとして強制徴収公債権として扱っている自治体もあるようである。しかしながら、学校給食費の場合には、学校給食の提供と学校給食費との間に基本的に対価関係があることや、当事者間に少なくとも黙示の合意があると考えられることから、その法的性質としては契約であると解するのが合理的である（東京弁護士会自治体等法務研究部福祉教育債権班『自治体が原告となる訴訟の手引き 福祉教育債権編』（日本加除出版、2017年）（318頁参照））。

2 消滅時効について

上記で説明したように学校給食費の法的性質を私法上の債権と解すると、学校給食費は民法の定めるいわゆる短期消滅時効のうち「教育を行う者が生徒の……衣食……の代価について有する債権」（民法173条3号）に該当するから消滅時効の期間は2年となる。

なお、平成32年4月1日施行の民法（債権関係）改正では、この短期消滅時効の規定（民法170条から民法174条まで）が削除される。改正後の消滅時効については債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき（主観的起算点）又は権利を行使することができる時から10年間行使しないとき（客観的起算点）に債権が消滅する（改正民法166条1項）（筒井健夫・村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）53～56頁）。

3 債権者の特定

（1）公会計の場合

学校給食費を公会計化している場合には、総計予算主義（自治法210条）の下、給食費の収入（学校給食費）及び支出（食材費）が歳入歳出予算として管理され、議会の議決を経ることとなる。この場合、学校の児童生徒らの保護者と自治体との間に、自治体が保護者に対してその児童生徒らに給食を提供する義務を負い、他方、保護者は自治体に対して給食費を支払うという内容の合意（契約）が成立していると考えられる。

したがって、自治体と保護者との間の契約であるから、自治体が債権者となり、自治体の長の名義で請求を行うこととなる。

(2) 私会計の場合

学校給食費を、公会計とせず、各学校限りの私会計として管理している場合、学校給食費は自治体の徴収金（自治法223条～227条）のいずれにも該当しないため、自治体の収入とすることはできない。そのため、自治体の長名義で請求を行うことはできない。また、公立学校は法人格を有しないため、契約の当事者となりえないから公立学校名義での請求も行うことはできない。

学校給食費を私会計で管理している場合には、学校の児童生徒らの保護者と学校長との間に、学校長が保護者に対してその監護する児童生徒らに給食を提供する義務を負い、他方、各保護者は学校長に対して給食費を支払うという内容の合意（契約）が成立していると考えられる。したがって、学校長個人と保護者との間の契約であるから、学校長個人が債権者となり、学校長個人の名義で請求を行うこととなる。

(3) 裁判例

学校給食費をめぐる法律関係に関しては、以下の横浜地判平26・1・30判例自治383号60頁が参考になる。

「学校給食法4条は、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとし、同法11条1項は、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とするとし、同法施行令2条は、上記学校給食の運営に要する経費として、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費並びに学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費については、義務教育諸学校の設置者が負担するとし、同法11条2項は、上記の経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と規定している。

このように、学校給食法は、学校給食の実施者が義務教育諸学校の設置者であること、当該設置者と学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経費の負担について定めるにとどまり、学校給食費の徴収権者、児童又は生徒の保護者との間の法律関係及び学校給食費の徴収管理に係る会計制度等について具体的な定めをしていない。

そして、学校給食の実施者が義務教育諸学校の設置者であることを重視すれば、当該設置者である地方公共団体が学校給食費を徴収管理する（公会計）と解することが可能である。他方、児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費は、学校給食の食材費等に相当する部分であり（学校給食法11条1項、同法施行令2条参照）、学校給食の対価といえることからすれば、学校給食費の徴収管理は、児童又は生徒の学校教育に必要な教材費等の徴収管理と同様の性格を有していると解することができ、このような理解に照らせば、学校長が学校給食費を徴収管理することも許容される（私会計）と解することも可能である。

このように、学校給食法は、学校給食費の徴収管理に係る会計制度等について具体的な定めをしていないことに加えて、学校給食費の徴収管理に係る会計制度については、公会計及び私会計のいずれの解釈も可能であることに照らすならば、学校給食法は、学校給食費の徴収管理に係る会計制度として公会計又は私会計のいずれを採るかを、設置者である地方公共団体の裁量に委ねていると解するのが相当である（昭和32年回答が校長が学校給食費を取り集め、これを管理することは差し支えないとし、昭和33年回答が学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はないとし、他方、昭和39年回答が学校給食費を市町村予算に計上し、処理されることは差し支えないとしていることは、上記と同様の趣旨を述べたものといえることができる。）。

したがって、本件小学校の設置者である被告が本件学校長に学校給食費の徴収管理を委ねることもその裁量権の範囲内というべきであり、学校給食費の徴収管理に係る会計制度として私会計を採用することが違法であるとはいえない。」

4 督促の意味について

(1) 公会計の場合

学校給食費の請求権は、上述したとおり、自治体と保護者との間の契約に基づいて発生するから、私法上の債権となる。そのため、自治体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない（自治法施行令171条）。この場合、督促によって時効の中断が生じる（自治法236条4項）。

(2) 私会計の場合

学校給食費の請求権は、上述したとおり、学校長個人と保護者との間の契約に基づいて発生するから、私法上の債権となる。そのため（自治体の長ではなく）学校長個人が債権者となることから、地方自治法及び地方自治法施行令の適用もないこととなる。

したがって、私法の一般法である民法が適用されるため、督促は民法上の催告（民法153条）の意味を有することから、催告後6ヶ月以内に裁判上の請求等をしない限り時効の中断の効力は生じないことになる。

なお、平成32年4月1日施行の民法（債権関係）改正では、催告があったときから6ヶ月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予され（改正民法150条1項）、その間に裁判上の請求がなされた場合には裁判の確定があるまでは同様に時効の完成が猶予されることとなった（改正民法147条1項1号）（前掲筒井・村松44～48頁）。

4/4



[業務フローから探す>督促・催告](#)

[担当分野から探す>教育分野](#)

[業務フローから探す>時効](#)

分からなくても大丈夫！ コンタくんに聞いてみよう！

「コンタくん」は、あなたのお悩みをスイスイ解決してくれるAIコンシェルジュです。
「再議決について調べたい！」「〇〇ってなに？」など自然文で『コンシェルジュデスク』のQ&Aコンテンツを検索します。

フリーワード検索とは違う切り口で、コンタくんがあなたの業務をお助けします。

実際の商品画面

職員の態度が不愉快

回答候補 ①

住民からの苦情の事例（職員の態度が不愉快だという訴え）

Q

住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできる時間制限があり、その時間を気にして腕時計を何回か見ながら事務処理を行った。しかし、終業30分ほど前の受付で、住民は職員が帰りの時間を気にして仕事をしていると勘違いし、不愉快である旨の投書をしてきた。

A

職員の態度については、接客中には指摘がないが、後日投書をされる例も多い。はじめから行政不信である市民にとっては、ちょっとした動作、服装、目線のあり様、職員同士の会話もクレームの対象である。この事例の場合は、時計を見ている理由を口に出して、理解を求めながら事務を

続きを読む

お役に立ちましたか？

はい

いいえ

第一法規株式会社 販売促進第二部

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

TEL：03-3796-5477／FAX：03-3404-2269

